

物価高対応子育て応援手当

問 町民課 ☎ 025 - 784 - 3453 制度について：こども家庭庁コールセンター ☎ 0120 - 252 - 071

支給額 0歳から高校生年代までの子ども1人につき2万円（1回限り） ※湯沢町では4月支給を予定

対象児童 (1) 令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童については10月分）の児童手当の支給対象児童
(2) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童

支給対象者

●児童手当受給者（公務員以外）の方

- ・対象児童（1）の児童手当を湯沢町から受給した方
 - ・対象児童（2）の児童手当の認定を湯沢町から受けた方
- ア：令和7年10月1日から令和8年1月31日までに児童が出生し、児童手当の認定を湯沢町から受けた方
イ：令和8年2月1日から令和8年3月31日までに児童が出生し、児童手当の認定を湯沢町から受けた方

申請方法等

- 申請不要（プッシュ型支給）：対象児童（1）、（2）に該当する方
原則申請不要で、湯沢町から支給している児童手当と同一の口座に支給します。

●児童手当受給者（公務員）の方

令和7年9月30日時点で、児童手当を受給しており、湯沢町に住民登録がある公務員の方
※令和7年10月以降に、離婚（離婚調停中等も含む）の理由により新たに湯沢町で児童手当の受給者になった方は、申請により支給対象となる場合がありますので、お問い合わせください。

- 要申請：対象児童（2）イに該当する方・公務員の方
公務員の方は、所属庁へご確認ください。所属長の証明が必要です。



湯沢町



こども家庭庁

申請書類は、町ウェブサイトにてダウンロードまたは窓口でも配布しています。

令和8年度心身障がい者タクシー利用券のご案内

問 福祉介護課 福祉係 ☎ 025 - 784 - 4560

町では、町内に住所を有しており、かつ一定の障害のある方を対象に、利用券を交付しタクシー利用料金の一部を助成しています。

申請場所 湯沢町 福祉介護課

（湯沢町総合福祉センター地下1階・湯沢病院となり）

費用 無料

対象者

町内に住所がある方で、次の障害者手帳の交付を受けている方

- ・身体障害者手帳 1級～3級
- ・療育手帳 A・B
- ・精神障害者保健福祉手帳 1級～3級

申請に必要なもの

- ①タクシー利用券交付申請書
- ②障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）

※申請書は福祉介護課窓口の他、湯沢町ウェブサイトからダウンロードすることもできます。（検索：「湯沢町障がい者タクシー券」）

申請受付期間 令和8年3月25日（水）から

申請・利用方法

①申請受付後、その場でタクシー券を交付します。なお、申請した時期により、交付枚数が次のとおり異なりますので、ご注意ください。

- ・6月までに申請 ……24枚（年度最大枚数）
- ・7月～9月に申請 ……18枚
- ・10月～12月に申請 ……12枚
- ・翌年1月～3月に申請 ……6枚

②タクシー券は**令和8年4月1日**からご利用いただけます。料金支払い時、運転手に障害者手帳を提示し、利用券をお渡しください。利用券は1枚につき500円分です。1回の乗車で利用できる枚数は、最大6枚（3,000円分）です。

令和7年度のタクシー券について

有効期限が令和8年3月31日までのタクシー券（黄色の券）は、4月以降は利用できません。余った利用券は福祉介護課に返却するか、各自で破棄をお願いします。